

1. 政策名

新興市場国の金融当局に対する技術支援及び我が国との連携強化

2. 政策の目標

(目標)

アジア、太平洋州諸国を中心とする途上国を対象に規制・監督当局への技術支援や国際機関の実施する技術協力を積極的に取り組み、併せて、途上国の規制・監督当局との連携強化を図る。こうした取組みを通じて、我が国の金融システムの一層の安定化を図る。

(業績指標)

新興市場国の金融行政担当者を対象とした研修の実施状況

今後の知的協力のための実態把握調査の状況

金融情報システムの個別問題についての実態調査・派遣研修の実施状況

(説明)

開発途上国の持続的な経済発展にとって、健全かつ安定的な金融システムや円滑な金融・資本市場は必要不可欠な基盤です。加えて、金融機関の活動や金融取引の国際化が進展する中で、アジア危機に見られたように、一国で生じた金融危機が急速に諸外国に伝播し、我が国を含めた国際金融システム全体の安定性に甚大な影響を及ぼしかねません。したがって、開発途上国の金融システムの安定は国際金融システムの安定化に不可欠です。さらに、我が国と緊密な経済関係を有するアジア、太平洋州の新興市場国の金融規制・監督当局に対する技術支援に積極的に取り組み、併せて、これらの国の金融規制・監督当局との連携強化を進めることは、中長期的に、我が国の金融システムの一層の安定化にも資することになります。

これらを踏まえ、我が国としてアジア、太平洋州の新興市場国を対象に金融規制・監督当局への技術支援に積極的に取り組むことが重要であると考えています。

3. 現状分析及び外部要因

(1) これまでの金融庁の技術協力事業への取組み

金融庁では、知的支援を効果的に実施するため、従来から新興市場国の金融システ

ムの現状と課題、金融情報システムの個別問題等の実態を把握すべく、アジア・太平洋地域諸国に対し調査を行い、これら調査結果に基づいて、知的支援の主たる事業として本邦及び在外で研修を実施しています。平成 12 事務年度までは、金融庁の技術協力事業として以下の事業を行いました。

新興市場国の金融行政担当者を対象とした研修

平成 13 年 4 月にアジア新興市場国の証券行政担当者を対象として、東京セミナーを開催しました。また、平成 13 年 5 月にはベトナムで銀行・保険監督者を対象としたワークショップを行いました。

金融情報システムの個別問題についての実態調査・派遣研修

平成 12 年 9 月から 12 月にかけてインドネシア、マレーシア、タイで実態調査を行ったほか、平成 13 年 2 月にベトナムへ専門家を派遣して研修を行いました。

(2) 金融庁の政府開発援助予算の推移

金融庁の政府開発援助予算の推移は以下のとおりです。(平成 12 年度は大蔵省予算)

平成 12 年度： 61,202 千円

平成 13 年度： 176,992 千円

平成 14 年度： 133,052 千円

4 . 事務運営についての報告及び評価

(1) 事務運営についての報告

平成 13 事務年度に金融庁が実施した技術協力事業の概要は以下のとおりです。

新興市場国の金融行政担当者を対象とした研修

アジア新興市場国の金融行政担当者を対象として、金融市場全般にわたる制度や経験を紹介することによって、新興市場国の人材育成に貢献するとともに、研修を通じて我が国とアジア新興市場国の関係強化を図りました。

イ．保険監督に関するセミナー（保険行政研修）

(イ) 実施時期：14 年 1 月

(ロ) 対象国：アジアを中心とする新興市場国

(ハ) 対象者：保険規制監督当局の高級実務者及び実務担当者（計 44 名）

(ニ) コース内容：保険監督に係わる国際的な問題の議論や、我が国の保険監督制度、これまでの監督上の経験に関する講義を行った他、生保・損保両協会による個別専門分野に関する講義及び参加者との意見交換も行いました。

ロ．東京証券法務執行セミナー（証券行政研修）

（イ）実施時期：14年2月～3月

（ロ）対象国：アジアを中心とする新興市場国

（ハ）対象者：証券規制監督当局の法務執行担当者（計29名）

（ニ）コース内容：我が国及び世界の証券法務執行体制に関する議論や、我が国の証券取引検査、特別調査、取引審査等に関する実務的な講義を行った他、東京証券取引所や日本証券業協会による個別専門分野に関する講義を行いました。

ハ．東京セミナー（証券行政研修）

（イ）実施時期：14年4月

（ロ）対象国：アジアを中心とする新興市場国

（ハ）対象者：証券規制監督当局の実務担当者（計29名）

（ニ）コース内容：日本及び世界の証券市場規制に関する基本的な課題や、近年発生している様々な問題に関する講義を行った他、東証、大証等を実際に訪問し現場での説明を受け質疑応答を行いました。

今後の知的協力のための実態把握調査

今後の効果的な知的支援を実施するために、新興市場国における金融システムの現状と問題点や課題を把握するための調査を行いました。

イ．APEC域内電子金融取引決済に関する比較研究

（イ）実施時期：13年11月～3月

（ロ）対象国：APECメンバーであるアジア・太平洋地域諸国

（ハ）調査先：金融規制・監督当局

（ニ）調査内容：EFT（電子資金移動・振込）制度につき、APEC各メンバー間における法的考え方の大きな相違を踏まえ、特に振込取引に様々な瑕疵が生じた場合（錯誤、撤回等）の法的効果に着目し、電子金融取引の国際化にともない将来発生しうる問題点の予測を行いました。

金融情報システムの個別問題についての実態調査・派遣研修

金融情報システムの個別問題についての実態を調査し、当該個別問題の解決のために現地へ専門家を派遣し、研修を行いました。

イ．金融情報システムの個別問題についての実態調査

（イ）実施時期：13年7～12月

（ロ）対象国：中国・フィリピン・モンゴル

- (ハ) 調査先：財務省、中央銀行、商業銀行等
- (ニ) 調査内容：調査対象国それぞれにおける金融情報システムの実態等を調査し、問題点の把握を行いました。

ロ．金融情報システムの個別問題についての派遣研修

- (イ) 実施時期：13年11月
- (ロ) 対象国：モンゴル
- (ハ) 対象者：財務省、中央銀行及び主要国営銀行の実務担当者（計50名）
- (ニ) コース内容：我が国から専門家を派遣し、金融機関等におけるコンピュータシステムの安全対策、システム監査、銀行間決済システム等に関する講義を行いました。

(2) 評価

平成13事務年度に実施した研修事業は、過去に行った各種調査結果に基づいて企画立案、実施したものであり、新興市場国のニーズに応えるものになっていると考えられます。研修終了後の参加者に対するアンケート調査によれば、参加者の大多数が研修範囲及び内容（専門程度）は適当であると回答するなど、高い評価を受けることができました。

このように13事務年度に行った施策は、新興市場国の金融当局に対する技術支援、更には我が国との連携強化に寄与しているものと考えます。

5. 今後の課題

金融機関の活動や金融取引の国際化が進展していく中で、新興市場国の金融システムの安定は、我が国を含めた国際金融システムの安定にとり、ますますその重要性を増すものと考えられます。このような考え方にに基づき、アジア、太平洋州の新興市場国の金融規制・監督当局への技術支援に引き続き積極的に取り組んでまいります。

また、近年のグローバル化の進展に伴い、アジア、太平洋州の新興市場国の金融市場の更なる発展が予想されますが、このような環境の変化に応じて、これらの国の金融当局がそれぞれの市場の発展段階に即した規制・監督を行っていくことを支援するため、研修や調査の内容を適切に見直していくことが重要です。このような観点から、引き続き当庁が実施する研修事業の参加者に対してアンケートや、新興市場国の金融システムの現状や課題を把握するための各種調査を実施するなどの取り組みを行ってまいります。

我が国の厳しい経済・財政事情の中、効果的な技術支援をより効率的に実施していく必

要性が高まっており、今後の取組みにおいては、以上の点を念頭に、より一層効率的な技術支援を行うよう努めてまいります。

6. 当該政策に係る端的な結論

前述の4.(2)のとおり、政策の達成に向けて成果が上がっていますが、アジア、太平洋州の新興市場国の金融市場が更に発展していくことが予想される中、このような状況の変化に応じて、事業内容を適切に見直し、より効率的な技術支援を実施してまいります。

7. 学識経験を有する者の知見の活用

政策評価に関する有識者会議

8. 注記（政策効果の把握方法又は評価に使用した資料等）

〔政策効果把握方法〕

政策効果は、研修参加者へのアンケート結果、新興市場国の金融担当者を対象とした研修の開催状況、今後の知的協力のための実態把握調査、金融情報システムの個別問題についての実態調査、派遣研修の開催状況等を参考にしつつ、把握に努めました。

〔使用資料等〕

- ・ 研修参加者へのアンケート結果
- ・ 新興市場国の金融担当者を対象とした研修の開催実績
- ・ 今後の知的協力のための実態把握調査
- ・ 金融情報システムの個別問題についての実態調査、派遣研修の開催実績

9. 担当部局

総務企画局国際課